

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	と畜場の設置の許可	
根拠法令・条項	と畜場法第4条第1項	
所 管 課	保健所 食品衛生課	
審 査 基 準	<p>1 申請に係ると畜場の構造設備がと畜場法施行令第1条又は第2条で定める基準に適合するか否か。</p> <p>2 申請に係ると畜場の設置の場所がと畜場法第5条第1項の各号のいずれかに該当するときは、許可を与えない場合がある。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	60日
	標準処理期間を設定できない理由	